

# 医療法人北翔会 ヘルパーステーションひまわり 運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人北翔会ヘルパーステーションひまわり（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防訪問事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人北翔会ヘルパーステーションひまわり
- (2) 所在地 岩見沢市10条西21丁目2番地

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（サービス提供責任者と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 4名 サービス提供責任者は、事業者に対する指定訪問介護及び指定介護予防訪問事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問事業計画の作成等を行うとともに自らも指定訪問介護及び指定介護予防訪問事業の提供に当たる者とする。
- (3) 訪問介護員
  - 介護福祉士 6名（サービス提供責任者3名）
  - 実務者研修 2名（サービス提供責任者1名）
  - ヘルパー2級 3名（非常勤3名）
  - 介護初任者研修 2名（非常勤2名）

訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 事務所の営業日 月曜日から土曜日までとする、ただし、日曜日、祝祭日、年末(12月30日から1月3日まで)、お盆(8月15日)を除く。
- (2) 事務所営業時間 月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時まで。  
土曜日 午前8時45分から午後12時15分まで。
- (3) サービス提供時間 月曜日から日曜日 午前6時から午後10時までとする。
- (4) 電話番号 TEL・FAX 0126-33-3926

(苦情解決)

第6条 提供した指定訪問介護及び指定介護予防訪問事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問介護及び指定介護予防訪問事業に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第7条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所事業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第8条 事業所は、利用者等が以下のサービス利用にあたっての禁止事項があった場合に、適切なサービス提供を確保する観点から就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

なお、基本方針を定め定期的な研修などを実施いたします。

- ① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

(業務継続計画)

第9条 事業所は、感染症や自然災害があった場合においても、継続して介護支援が継続できるように必要な措置を行う。

- ① 業務継続計画の策定、定期的な見直し、委員の選出と委員会の開催
- ② 自然災害に関しての定期的な会議、研修会、訓練などの実施  
(入職時及びそれぞれ年1回以上)
- ③ 感染症に関しての定期的な会議、研修会、訓練などの実施  
(入職時及びそれぞれ年1回以上)

(訪問介護の内容及び利用料等)

第10条 指定訪問介護及び指定介護予防訪問事業の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

指定介護予防訪問事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める額を上限として岩見沢市が定めるものとする。当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額をお支払い頂きます。

(1) 身体介護

(2) 生活支援

(3) 介護予防訪問事業

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて実施した場合は、交通費を徴収する。

なお、この時自動車を使用した場合の交通費は次の金額を徴収する。

・ステーションからの往復おおむね5 km未満	200円
・ステーションからの往復おおむね5 km～10 km	400円
・ステーションからの往復おおむね10 km以上	600円

3 前項の費用に支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

4 サービス実施時にかかる費用については、利用者に対し、その内訳を説明し徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第12条 ヘルパーステーションは、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

2 従事者は業務上知り得た利用者等の秘密を保持する。

3 この規定に定める事項以外、運営に関わる重要事項は医療法人北翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

4 訪問介護の際は必ず手指消毒液（ウェルパス）を携帯させ、衛生面には充分注意する、また、研修会などにおいても指導を促す。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は岩見沢市の地域とする。

#### 附 則

この規程は、平成20年	2月	16日から施行する。
この規程は、平成21年	2月	9日から一部改正する。
この規程は、平成21年	4月	10日から一部改正する
この規程は、平成22年	11月	1日から一部改正する
この規程は、平成22年	12月	16日から一部改正する
この規程は、平成23年	12月	16日から一部改正する
この規程は、平成24年	4月	1日から一部改正する
この規程は、平成24年	7月	1日から一部改正する
この規程は、平成25年	7月	1日から一部改正する
この規程は、平成26年	10月	1日から一部改正する
この規程は、平成26年	11月	1日から一部改正する
この規程は、平成26年	12月	17日から一部改正する
この規程は、平成27年	1月	1日から一部改正する
この規程は、平成27年	3月	2日から一部改正する
この規程は、平成27年	4月	1日から一部改正する
この規程は、平成27年	4月	20日から一部改正する
この規程は、平成27年	5月	1日から一部改正する
この規程は、平成27年	8月	1日から一部改正する
この規程は、平成27年	10月	18日から一部改正する
この規程は、平成27年	11月	16日から一部改正する
この規程は、平成28年	4月	1日から一部改正する

この規定は、平成28年	10月	1日から一部改正する
この規定は、平成29年	1月	4日から一部改正する
この規定は、平成29年	1月	16日から一部改正する
この規定は、平成29年	7月	24日から一部改正する
この規定は、平成29年	8月	7日から一部改正する
この規定は、平成29年	10月	1日から一部改正する
この規定は、平成30年	2月	1日から一部改正する
この規定は、平成30年	2月	21日から一部改正する
この規定は、平成30年	4月	1日から一部改正する
この規定は、平成30年	5月	21日から一部改正する
この規定は、平成30年	9月	1日から一部改正する
この規定は、平成30年	9月	16日から一部改正する
この規定は、平成31年	3月	1日から一部改正する
この規定は、令和2年	2月	16日から一部改正する
この規定は、令和2年	12月	11日から一部改正する
この規定は、令和3年	4月	16日から一部改正する
この規定は、令和3年	5月	10日から一部改正する
この規定は、令和3年	7月	1日から一部改正する
この規定は、令和3年	9月	8日から一部改正する
この規定は、令和4年	2月	16日から一部改正する
この規定は、令和4年	3月	1日から一部改正する
この規定は、令和4年	4月	1日から一部改正する
この規定は、令和4年	7月	25日から一部改正する
この規定は、令和4年	8月	1日から一部改正する
この規定は、令和4年	8月	6日から一部改正する
この規定は、令和4年	9月	1日から一部改正する
この規定は、令和4年	10月	1日から一部改正する
この規定は、令和4年	12月	1日から一部改正する
この規定は、令和5年	3月	25日から一部改正する
この規定は、令和5年	9月	15日から一部改正する
この規定は、令和5年	11月	1日から一部改正する
この規定は、令和5年	12月	1日から一部改正する
この規定は、令和5年	12月	30日から一部改正する
この規定は、令和6年	3月	15日から一部改正する
この規定は、令和6年	4月	1日から一部改正する
この規定は、令和6年	4月	19日から一部改正する
この規定は、令和7年	2月	1日から一部改正する
この規定は、令和7年	4月	1日から一部改正する
この規定は、令和7年	4月	2日から一部改正する
この規定は、令和7年	9月	1日から一部改正する